

青森県報

第三千七百十五号

平成二十五年
七月十日

(水曜日)

目次

告 示

青森県ナースセンターの名称変更の届出……………	(医療業務課) …… 一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
基本測量の実施……………	(監理課) …… 二
建築基準法による指定確認検査機関の指定……………	(建築住宅課) …… 二
公 告	
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………	(総務学事課) …… 二
大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課) …… 三
右 同……………	(同) …… 三
右 同……………	(同) …… 四
出先機関	
土地改良区の定款変更の認可……………	(三八地域局) …… 五
労働委員会	
あつせん員候補者の氏名等……………	(事務局) …… 五

告 示

示

青森県告示第五百七十号

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十四条第四項の規定により、青森県ナースセンターとして指定した社団法人青森県看護協会から次のとおり名称の変更の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

変更前 社団法人青森県看護協会

変更後 公益社団法人青森県看護協会

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

青森県告示第五百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
		居宅サ ビスの種 類	名 称		
社会福祉法 人吉幸会	三戸郡田子町大 字田子字七日市 上ノ平六	短期入所 生活介護	ショートス ティヒだま	三戸郡五戸町字 苗代沢三の六六	平成 二五・七一
株式会社杏 苑	黒石市大字牡丹 の二二	訪問看護	訪問看護ス ティンション あんの里	黒石市大字牡丹 の二二	二五・七二

青森県告示第五百七十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業	名称又は氏名	株式会社杏苑	住所	青森県黒石市大字牡丹西七四の二二	指定年月日	平成二五年七月十一日
	主たる事務所所在地又は住所	黒石市大字牡丹西七四の二二	介護予防の種類	訪問看護	介護予防サービス事業をしよう事業所	
	名称	杏苑	住所	青森県黒石市大字牡丹西七四の二二	指定年月日	平成二五年七月十一日
	主たる事務所所在地	黒石市大字牡丹西七四の二二	介護予防の種類	訪問看護	介護予防サービス事業をしよう事業所	

青森県告示第五百七十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（機動観測）
- 二 作業期間
平成二十五年七月十日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森市
黒石市

十和田市
平川市
上北郡七戸町

青森県告示第五百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、次のとおり指定確認検査機関を指定したので、同法第七十七条の二第一項の規定により公示する。

平成二十五年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	有限会社アイバン	住所	十和田市大字三本木里ノ沢一ノ二八四	指定の区分	建築基準法に基づき、建築指定制格等に關する省令（平成十一年建設省令第十五号）第一号から第十号及び第九号の四区分	業務区域	八戸市、十和田市、三沢市、上北郡及び五戸町の区域	確認検査の業務をしよう事業所の所在地	十和田市大字三本木里ノ沢一ノ二八四	指定した日	平成二十五年六月十日	指定の有効期間	指定を始めた日から五年間
----	----------	----	-------------------	-------	---	------	--------------------------	--------------------	-------------------	-------	------------	---------	--------------

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十五年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況

況の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー弘前石渡店

弘前市大字石渡四丁目五のー外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二のー〇 代表取締役社長 宮下直行	変更後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二のー〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五・三三
-----	---	-----	---	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二のー〇 代表取締役社長 宮下直行	変更後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二のー〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五・三三
-----	---	-----	---	-------------

四 届出年月日

平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年七月十日から同年十一月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前店

弘前市大字八幡町三丁目一の五外
 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	変 更 後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	年変 月日更
				平成 三三・三三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	変 更 後	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	年変 月日更
				平成 三三・三三

四 届出年月日

平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年七月十日から同年十一月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市大字泉野一丁目四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変 更 後	変更無し	年変 月日更
	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行		株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 三三・三三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 宮地邦明	変 更 後	変更無し	年変 月日更
-------	--	-------	------	-----------

株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 川村暢朗	平成 二五・三三
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東 二十丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	変更無し	
株式会社つるや 弘前市大字和徳町六四 代表取締役 原庄三郎	変更無し	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁 目四の一四 代表取締役 矢野博文	変更無し	
株式会社ジーフット 愛知県名古屋千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 松井博史	変更無し	
株式会社デジタルサービス 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞	変更無し	

四 届出年月日

平成二十五年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成二十五年七月十日から同年十一月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十五年十一月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天満下土地改良区の定款の変更を平成二十五年六月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年七月十日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十五年七月十日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏名	職	業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士	
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士	
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学名誉教授	
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授	
前田 みき	青森県労働委員会委員	
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長	
鈴木バティ	青森県労働委員会委員 UAセンセイオングループ労働組合連合会オールサnder	
石田 隆志	青森県労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会会長	
小野 武司	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長	
谷川 浩二	青森県労働委員会委員 弘前愛成会病院労働組合執行委員長	
北村真夕美	青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長	
寺下 一之	青森県労働委員会委員 寺下建設株式会社代表取締役副社長	
藤本 和夫	青森県労働委員会委員 協同組合青森総合卸センター専務理事	
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員 弘前航空電子株式会社取締役	
小笠原 裕	青森県労働委員会委員 一般社団法人青森県経営者協会専務理事	
三上 雄二	青森県労働委員会事務局長	
白坂 和久	青森県労働委員会事務局次長	

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭